

議案第79号

飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 令和7年12月に支給する期末手当に関する改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の235」とあるのは、「100分の230」とする。
- 4 令和8年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは、「100分の230」とする。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新井重治

飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略	（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略

飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略	（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略